

公益法人にとって変更認定や変更届出が必要な場合

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が必要になります。

公益法人が作成すべき**定期提出書類**の作成の仕方については、以前にご説明しました。
今回は、通常とは異なる事態が発生したときに、どのような書類を作って提出しなければならないのか、考えます。

たとえば、事業の内容を変更したら、どうするのでしょうか。

変更の認定を受けなければならない場合と、変更の届出で済む場合があります。

☆変更認定が必要な場合とは(認定法 11 条)

- ①公益目的事業の種類又は内容の変更がある場合
- ②収益事業等の内容の変更がある場合

ただし、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公共性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更届出で可能です。

- ③公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所・従たる事務所の所在場所の変更

☆変更届出が必要な場合とは(認定法 13 条)

- ①公益目的事業・収益事業等の内容の変更で、申請書の記載事項の変更を伴わないもの
事業の日程や財務数値など、毎年変動することが一般的に想定されているような事項の変更は、変更届出も必要ありません。
- ②法人の名称又は代表者の変更
- ③公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所・従たる事務所の所在場所の変更で、行政庁の変更を伴わないもの
- ④定款の変更
- ⑤理事、監事、評議員、会計監査人の変更
- ⑥役員報酬等の支給基準の変更
- ⑦事業を行うに当たり必要な行政機関の許認可等の変更